

茅野市ホームページ広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茅野市広告掲載実施要綱（平成23年茅野市告示第316号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、茅野市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）へ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 茅野市が管理するWebサイトの総称
- (2) 市Webページ 市ホームページ内にあるすべてのページ
- (3) バナー広告 市Webページから第8条の規定により掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）のWebページに直接リンクさせるための広告画像をいう。

(広告の規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、規格は次の各号に定めるところによる。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横200ピクセル
- (2) データ容量 50キロバイト以内
- (3) 画像形式 GIF（フラッシュ及びアニメーション不可、透過GIF可）、JPG又はPNG

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する市Webページの位置は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページのトップページ下部
- (2) 分類ページの下部 分類ページは、「くらし・手続き」「子育て・教育・文化」「しごと・産業」「市政情報・組織」ページを指す。
- (3) 尖石縄文考古館サイトのトップページ下部

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1箇月を単位とし、12箇月を超えない期間とする。ただし、再掲載の申込みは妨げない。

(広告の募集方法)

第6条 市ホームページへの広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、市ホームページ、市広報紙等で公募することとする。

(広告の掲載申込み及び申請書)

第7条 広告掲載希望者は、掲載を希望する日の3箇月前から2週間前までの間に、茅野市ホームページ広告掲載申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、申込期限後、速やかに広告掲載の可否を決定し、茅野市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）によ

り広告掲載希望者に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載希望者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を認めないものとする。

(1) 要綱第4条の規定に該当する者

(2) 別表第1に掲げる業種又は事業者には該当する者

(バナー広告の作成及び提出)

第9条 広告主は、バナー広告を市長が指定する期日までに、市長が指定する方法で提出するものとする。

2 バナー広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の料金等)

第10条 広告掲載の料金（以下「掲載料」という。）は、次の各号に掲げる掲載期間に応じ、それぞれ当該各号で定める金額による。

(1) 1箇月 5,000 円

(2) 10～12 箇月 50,000 円

2 広告主は、掲載の決定後、市長が指定する期日までに納入通知書により、掲載料を一括して納付しなければならない。

(審査及び協議)

第11条 市長は、第9条の規定により提出されたバナー広告及びリンク先のWebページの内容等（以下「掲載内容等」という。）について、市Webページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、審査を行うとともに、広告主と必ず協議しなければならない。

2 前項の審査基準は、別表第2に掲げる事項ごとにそれぞれ同表の基準の欄に定めるとおりとする。

(広告内容の変更)

第12条 市長は、掲載内容等が各種法令、要綱、この要領等に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して掲載内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、掲載内容等を変更しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲載料の納入がないとき。

(2) 指定する期日までにバナー広告の提出がないとき。

(3) 前条の規定による掲載内容等の変更の求めに応じないとき。

(4) 広告主又は掲載内容等が、各種法令、要綱、この要領等に違反し、又はそのおそれがあり、前条の規定による変更をしても解消できないとき。

(5) その他市ホームページへの広告掲載が適切でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、茅野市ホームページ広告掲載取消通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第14条 広告主は、自己の都合により、市Webページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納入済みの掲載料は返還しない。

（広告掲載期間の延長及び還付）

第15条 広告掲載期間内に、市の都合で広告を掲載した市Webページを閉鎖した場合は、次の各号に掲げる閉鎖した時間に応じ、当該各号に定める日数の掲載期間を延長する。広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載できなかった場合も同様とする。

(1) 12時間以上24時間以内 1日

(2) 24時間を超えたとき 閉鎖した日数

2 前項の規定において掲載期間の延長が困難な場合、延長が適さない場合等は、日割により掲載料を還付できるものとする。

3 前項の規定により還付する掲載料は、第10条第1項第1号の掲載料を基準とした日割計算とする。

4 前項により算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 第2項の規定により還付する掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第16条 広告主は、掲載内容等、広告に関する一切の責任を負うものとする。

（リンク先）

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、当該変更の1週間前までに市長に協議するものとする。

（庶務）

第18条 市ホームページ広告掲載の庶務は、地域創生課において処理する。

（雑則）

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市と広告主が協議の上、解決するものとする。

附則

この要領は、平成25年5月7日から施行する。

附則

改正後のこの要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後のこの要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後のこの要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後のこの要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

- | |
|---|
| (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種及び類似の業種 |
| (2) 消費者金融 |
| (3) たばこに係るもの |
| (4) ギャンブルに係るもの |
| (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設 |
| (6) 占い又は運勢判断に関するもの |
| (7) 興信所、探偵事務所等 |
| (8) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの |
| (9) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの |
| (10) 民事再生法及び会社更生法による再生、更正手続き中の事業者 |
| (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者 |
| (12) 国、地方公共団体、その他公共機関と係争中の事案のある事業者 |
| (13) その他社会問題を起こしている業種や事業者 |

別表第 2（第 11 条関係）

事項	基準
要綱第 3 条の規定に規定する広告掲載の対象としない広告	(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの ア 個別法により表現内容等の禁止事項に抵触するもの（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）等） イ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）による誇大広告の制限に抵触するもの ウ 無認可商品、粗悪品等の不適切な商品、サービス等を提供するもの エ いわゆるマルチ商法、SF 商法等に関連するもの オ 虚偽の内容又は誤認されるおそれのあるもの (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

	ア 反社会的な行為を誘発したり助長したりするもの イ 非科学的又は迷信に類するもので、社会不安を与えるおそれのあるもの ウ いかがわしい表現又は乱暴な文言を用いたもの エ 個人、特定の団体等を誹謗中傷するもの オ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの (3)市の公共性、中立性又は品位を著しく損なうもの ア 過剰な利益追求を内容とするもの イ 投機及び射幸心を著しくあおる表現のもの ウ 市が広告主を支持し、又はその商品やサービスなどを推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの (4)政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの ア 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に抵触するもの イ 政党等の講演会等に関するもの ウ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの エ 宗教、義捐金募集等による宗教活動に類するもの オ 個人又は団体等の名刺広告 カ 個人又は団体等の主義主張に関するもの (5)青少年の健全な育成を阻害するもの ア 残酷な描写又は善良な風俗に反するような表現のもの イ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの ウ ギャンブル等を推奨するもの エ 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの (6)その他市長が広告媒体に掲載する広告として不適当と認めるもの ア 皇室関係の写真、紋章等を使用したもの イ 氏名、肖像等本人に無断で使用したもの又は、明らかに模倣・盗作とみなせるもの ウ アマチュアスポーツ選手や各種競技団体役員等の氏名や写真を使用したもの エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの オ 責任の所在が明確でないもの カ 広告自体の内容が明確でないもの キ 広告主が扱う商品等の金額のみを、広告全体を使って過度に大きく表示するようなもの
禁止する表現	(1)「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等操作手順を模した表現 (2)アラートマークを模した表現 (3)ラジオボタンを模した表現

	(4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）を模した表現 (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）を模した表現 (6) 市の事業であると錯誤しやすい表現 (7) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現
ページデザイン及び使いやすさを保持するための留意事項	(1) 色調については、文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取る等、文字を読みやすくするように配慮されていること。 (2) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにされていること。
広告種別ごとの個別事項	(1) 人材募集広告 ア 人材募集に見せかけて、商品、材料、機材等の売り付け又は資金集めを目的としているものは掲載しない。 イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるものは掲載しない。 (2) 語学教室等 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現のあるものは掲載しない。 (3) 学習塾、予備校（専門学校を含む）等 ア 合格率など実績を載せる場合は、事実又は客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。 イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容等が不明確なものは掲載しない。 (4) 資格講座等 ア 民間の講習業者が労務管理士等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示すること。 イ 行政書士講座等の講座には、この講座だけで国家資格が取れるような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。 ウ 資格講座等の募集に見せかけて、商品、材料等の売り付け又は資金集めを目的としているものは掲載しない。 エ 受講費用が、全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。 (5) 病院、診療所及び助産所 医療法の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。

	(6) 獣医師及び動物病院 獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。 (7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復） ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。 イ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載しない。 (8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用器具等（健康器具、コンタクトレンズ等） 広告主は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）、医薬品等適正広告基準（昭和 55 年 10 月 9 日薬発第 1339 号。厚生省薬務局長通知）、並びに業界の自主規制を遵守し、広告主所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ていないものは、掲載しない。 (9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等 広告主は、薬事法、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び不当景品類及び不当表示防止法並びに業界の自主規制を遵守し、広告主所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ていないものは、掲載しない。 (10) 介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等 ア サービス全般（老人保健施設を除く） (ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスと、それ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招くような表現を使用しない。 (イ) 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 (ウ) その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はしない。 イ 有料老人ホーム (ア) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号、厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同指針別表の有料老人ホームの類型及び表示事項の各類型の表示事項は全て表示すること。 (イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 (ウ) 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）に抵触しないこと。 (11) 墓地等
--	---

	当該墓地所在地の市町村長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。 (12) 不動産事業 ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。 イ 不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引形態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。 ウ 不動産の表示に関する公正競争規約（平成 15 年公正取引委員会告示第 2 号）による表示規制に従う。 エ 契約を急がせる表示は掲載しない。 (13) 建築、建設、測量、設計事務所等 名称、所在地、許認可番号等一般的な事業案内とする。 (14) 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。 (15) 旅行業 ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。 イ 不当表示に注意する。 (16) 通信販売業 返品等に関する規定が明確に表示されていること。 (17) 雑誌、週刊誌等 ア 適正な品位を保った広告であること。 イ 見出し、写真、表現については、青少年保護等の点で適正であり、不快感を与えないものであること。 ウ 特に犯罪被害者、タレント等の有名人に関して、プライバシーを尊重し配慮のある表現であること。 エ 未成年、心身喪失者等の犯罪に関連したものは、氏名及び写真は原則として表示しない。 (18) 映画、興行等 ア 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。 イ 内容を極端に歪めたり、一部分のみを誇張したりした表現等は使用しない。 ウ ショッキングなデザイン及び青少年に悪影響を与えるおそれのあるもの
--	--

	は掲載しない。 エ 年齢制限等、規制を受けるものはその内容を表示する。 (19) 古物商、リサイクルショップ等 ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はしない。 (20) 結婚相談所、交際紹介業等 ア 経済産業省が作成した「結婚相手紹介サービス業認証制度に関するガイドライン」を基に、第三者機関に認証されていることを明記する。 イ 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。 (21) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織 ア 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。 イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。 (22) 募金等 ア 厚生労働大臣、都道府県知事又は市長の許可等を受けていること。 イ 主旨を明確に表示すること。 (23) 質屋、チケット等再販売業等 ア 個々の相場、金額等の表示はしない。 イ 有利さを誤認させるような表示はしない。 (24) その他、表示について注意を要すること ア 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 イ 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。 ウ 無料で参加、体験できるもの 費用がかかる場合があるときは、その旨明示すること。 エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 (ア) 広告主の法人格を明示し、法人名を明記すると共に、広告主の所在地及び連絡先を明示する。連絡先については固定電話とすること。 (イ) 法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。 オ 肖像権、著作権 無断使用がないこと。 カ 宝石の販売 虚偽の表現に注意する。（公正取引委員会に確認の必要がある。）
--	--

	キ 個人輸入代行業等の個人営業広告 ク アルコール飲料 (ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること (イ) 飲酒を誘発するような表現の禁止
--	--